

「コーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備について」
に寄せられたパブリック・コメントの結果について

当取引所では、コーポレートガバナンス・コード（以下「コード」という。）の策定に伴う上場制度の整備について、その要綱を本年2月24日に公表し、3月26日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、14件のコメントが寄せられました。

本件に関してお寄せいただいた主なコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	1. コードの策定に伴う制度整備	
	(1) コードを実施しない場合の理由の説明	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての上場会社は、コードを実施しない場合は、その理由を説明するものとし、これを企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定するものとしているが、賛成である。企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定されることは意義がある。この「遵守すべき事項」の違反については、公表措置等の制裁が定められているから、上場会社がコードを実施しない理由を明確に説明することが期待できる。 ・ ただし、各上場会社において、コードを実施しない理由を説明することが自己目的化してはならない。あくまでコード対応の取り組みは、各上場会社において中長期的な企業価値の向上の観点から自律的になされなければならない。 	貴重なご意見を頂戴し、ありがとうございます。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ マザーズ・JASDAQについては、コーポレートガバナンス・コードのうち、「基本原則」部分を実施しない場合に、その理由を説明することとされているが、コードには、コンプライ・オア・エクスプレインの手法のもと、上場会社がいつ、どこまでをコンプライするかについて上場会社が選択できるという柔軟性が備わっているのであるから、本則市場（市場第一部及び市場第二部）と異なる取扱いをする必要はないのではないか。 	マザーズ・JASDAQについて本則市場と異なる取扱いとしたのは、既にコードを導入している諸外国においても、例えば、英国のAIM市場など、新興企業向けの市場等においてはコードについてのコンプライ・オア・エクスプレインが強制されていないことを踏まえたものです。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライ・オア・エクスプレインの手法のもとで、小規模の上場会社がコードの各原則を実施しないことを当該会社の株主が許容するということはさ 	一方で、ご指摘の通り、小規模の上場会社にとってもコーポレート・ガバナンスの充実を図ることは有

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>れてしかるべきだが、自社のコーポレート・ガバナンスの取組みを開示し、説明することまで免除すべきではないのではないか。</p>	<p>益であると考えられることから、コードの趣旨・精神の尊重は、本則市場の上場会社と同様に求めることとし、さらに、コードの趣旨・精神に反するような大幅な逸脱を防止するため、基本原則部分についてはコンプライ・オア・エクスプレインを求めることとしております。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> マザーズ・JASDAQの上場会社にも高い水準のガバナンスを求めることは、長期的には、これらの上場会社にとって有益である。 シンガポールや香港では既に大いに議論されていることであるが、「新興企業向け市場を巡る国際的な動向」「新規産業育成」という観点からガバナンスの水準を緩和することは、上場会社の質に関する「底辺への競争 (race to the bottom)」を招きかねないのではないか。 	<p>なお、マザーズ・JASDAQの上場会社には、独立役員制度など、上場会社として最低限満たすべきコーポレート・ガバナンスに関する規律がすでに適用されており、コードはこれに上乘せされるものですので、マザーズ・JASDAQの上場会社への規律が緩和されるものではありません。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> コーポレート・ガバナンスは、会社の発展と市場環境の変化に適用できるようになるためのものである。マザーズ・JASDAQの上場会社に本則市場と同様にコードを適用しないことは、これらの会社の潜在的な力を最大化する機会を損なうのではないか。 	
6	<ul style="list-style-type: none"> コードに関して、企業行動規範の遵守すべき事項として位置付けること自体に何ら異論はないが、コードの原則を実施しない場合の説明が欠けている場合には、実効性確保措置の対象とすることを想定するか、確認したい。 	<p>上場会社が、コードの各原則を実施しておらず、かつ、その理由の説明を行っていない場合には、実効性確保手段の対象となります。</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> 実施しない場合の説明として不十分なものとして、例えば、説明の形をとっているがその実質を欠くために説明があるといえないもの、意図的に回答をはぐらかすようなもの、さらには虚偽の内容を含む悪質なもの等をも想定することができる。このような不適切又は違法な開示について、もしこれが適時開示情報に関してなされた場合には、有価証券上場規程 412 条の遵守事項の違反となりかねない。実施しない場合の説明が記載されるコーポレート・ガバナンス報告書 (以下「ガバナンス報告書」という。) において、その記載についても 412 条が適用されると考えてよいのか。 	<p>ガバナンス報告書の記載内容については、適時開示と同様に有価証券上場規程第 412 条が適用されますので、明らかな虚偽の内容を含む悪質な開示などは、当該規程の違反となります。</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> 取引所案では「コードを実施しない場合」にその理由を説明することになっています。ここで「コードを実施しない場合」とは、企業が意図してコードの一部の原則を実施しない場合と解釈できます。その場合、将来実施する意思はあるが、現在はまだ実施できていない原則については記載・説明する必要がないこととなります。それでは、すでに各原則を実施している企業と、 	<p>ご指摘のような、上場会社が、コードの各原則について、将来、実施する意思はあるがまだ実施できていないといった場合は、「コードを実施しない場合」に含まれますので、ガバナンス報告書においてその旨の説明を行うことが必要です。</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>まだ実施できていない(将来実施する意思はあるが)企業との見分けができないこととなりますので、ここは「コードを実施していない場合」にその理由を説明する、とすべきではないかと考えます。</p>	
9	<ul style="list-style-type: none"> 「コードを実施しない場合の理由の説明」に際して、将来の実施について社内で検討しているときはそれ自体を記載すべきであるとの考え方を背景として、実施することを社内で検討している場合や、さらに進んで、実施について第三者と協議中の場合には、その旨を記載する必要があるのかどうかについて明確にしていきたい。 	<p>「コードを実施しない場合の理由の説明」として、どの程度の内容を記載するかは、各上場会社においてご判断いただくこととなりますが、コード原案の序文 15 項にもあるとおり、実施に向けた社内の検討状況や、第三者との協議状況について記載するなど、今後の取組み予定や実施時期の目途を明確に説明することで対応する可能性は排除されるべきではないと考えます。</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> 取引所の案では、企業がコードを遵守している場合には、定められた 11 項目以外は、特に記載をしなくてよいことになっています。しかし、企業が「遵守していない」原則以外何も記載していない場合、書かれていない原則については補充原則を含めて完全に遵守しているのか、あるいは基本的な原則を遵守しているだけであるのか、必ずしも明確ではないと思われれます。 投資家としては、企業がコードを遵守している場合でも、どの程度のレベル・内容で実施しているのかを確認・評価したいと考えます。従って、企業に対しては、実施しているすべての原則について、投資家に開示・説明するように促すことを期待します(記載箇所の参照でも可)。このように開示することは、企業がすべての原則について自覚をもって取り組んでいただくためにも、また投資家が各企業のコードの実施状況を正しく評価して対話を促進するためにも、有意義なものと考えます。 	<p>「コードを実施しない場合の理由の説明」の記載欄においては、実施していない基本原則・原則・補充原則があれば、それを個別に特定してその理由を説明することを求める予定ですので、上場会社がどの原則を実施しているか、又は実施していないかは、この記載の有無により明確となります。</p> <p>原則 3 - 1 (ii) では、「コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針」を開示すべきとしております。その内容としてどの程度の詳細な開示を行うかは各上場会社の適切な判断に委ねられていますが、各社が必要と判断すれば、ご指摘のようにすべての原則一つ一つについて、どのように実施しているかを記載する場合もあり得ると考えられます。そのほか、ある程度大まかにグルーピングした上で記載することや、各社が重要と考える原則に絞って記載を行うこと等も考えられます。</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	(2) コードを実施しない場合の理由の説明の媒体	
11	<ul style="list-style-type: none"> コードへの上場会社の対応については、形式的な文言ではなく、趣旨・精神を踏まえた対応が必要となることから、株主総会で選任された経営陣が、コードで開示を求められている考え方などを十分検討する時間が必要である。特に、適用初年度については開示時期について配慮が必要であることから、ガバナンス報告書の提出期限につき、猶予が設けられたことは評価する。 	<p>貴重なご意見を頂戴し、ありがとうございます。</p>
12	<ul style="list-style-type: none"> 「コードを実施しない場合の理由の説明」及び「コードを実施するために行う開示」についてガバナンス報告書に欄を新設するものとし、2015年6月以後最初に開催する定時株主総会に関する同報告書の提出時期については、遅くともその6か月後までに提出するものとしている。いずれも賛成である。 理由の説明の媒体としては、2006年3月から運用され、上場会社の中に浸透しているガバナンス報告書が適切である。 上場会社における実務対応に鑑みると、初年度についてはこうした経過措置が採られることは妥当である。 	
13	<ul style="list-style-type: none"> 投資家が、関連する全ての情報を得た状態で議決権行使を行えるよう、定時株主総会に十分に先だってガバナンス報告書が提供されるべきである。 	<p>コードの原則3-1()では、コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を上場会社が主体的に情報発信することが求められており、また、補充原則1-2においても「株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべき」とされています。</p> <p>したがって、コードの各原則を実施しない場合の理由の説明や、コードの各原則に基づく開示項目については、各社が必要と判断すれば、例えば、それぞれのウェブサイトや招集通知等に記載したり、投資家に説明を行ったりする形で情報提供が行われることも考えられますが、いずれにせよ、どのような形</p>
14	<ul style="list-style-type: none"> 改正案では、ガバナンス報告書は定時株主総会後に提出されることとされているが、グローバルな投資家は、ガバナンス報告書を定時株主総会前に入手することを歓迎するだろう。 	
15	<ul style="list-style-type: none"> 株主総会に先立ち、内容の更新されたガバナンス報告書が入手可能であるならば、投資家の議決権行使において参考資料として利用することができる。この点に鑑み、提出時期の再検討も適当ではないか。従前のとおり株主総会後に遅滞なく提出するままであったならば、ガバナンスに関する情報の集約としての機能が半減すると懸念される。現状、事業報告や議決権行使の参考書類等の法定開示書類は、法的義務を伴う点で必要最小限の情報開示が要求されるのみであり、また会社側からみて、記載ミスが株主総会決議に悪影響を及ぼしかねないとの考慮から、ミスがないようにできるだけ確実な情報だけを記載する保守的な運用が行われているのが実情である。そのような運用 	

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>が望ましくないとしても、それが一朝一夕に変わるものではない。そういう実情に鑑みれば、利用者から見て、株主総会前にそのような法定開示書類だけしか利用できないとすれば、やはり不十分というべきである。この点、たしかにコードの補充原則1 - 2 において、株主総会において適切な判断を行うことに資すると考えられる情報についての提供についての規定が置かれ、この原則を通じてある程度ニーズに応えられる可能性もあるだろう。しかし、事業報告に記載することを促すだけで、この補充原則の趣旨が十分に実現されるのだろうか。むしろガバナンス報告書も、その役割の重要な一部をも果たすべき制度として構築していくことが適切ではないか。</p>	<p>式・媒体・タイミングでこうした情報提供を行うかについては、各社のおかれた状況等に照らして、上場会社が自ら判断すべきものと考えられます。</p> <p>他方で、コードに関する事項ができる限り一覧性のある形で開示されるようにして欲しいとの投資家側の要請も踏まえ、本改正では、別途、こうした事項をガバナンス報告書において統一的に記載することを求めることとしています。このガバナンス報告書については、コードの各原則を実施しない場合の理由の説明や、コードの各原則に基づく開示項目のみならず、コードとは直接関係しないものの従前から継続して当該報告書への記載を求めてきている事項も含めコーポレート・ガバナンスを巡る幅広い事項についての記載も求められています。ガバナンスを巡る事項には、定時株主総会を経て確定・変更されるものも少なくないことに鑑みれば、引き続き、ガバナンス報告書については、定時株主総会終了後遅滞なく提出することが適切と考えられます。また、このことによって、翌年の定時株主総会に向けた株主との通年の対話も促進されることにつながると考えられます。</p>
16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見1(A)：コンプライ・オア・エクスプレイン内容の招集通知への記載 ・ 機関投資家がコンプライ・オア・エクスプレイン内容を議決権行使に活用するには、コンプライ・オア・エクスプレイン内容の株主総会招集通知への記載の義務付けが最善と考えます。 ・ 意見1(B)：個別企業が重視するコンプライ・オア・エクスプレイン内容の招集通知への記載前述の意見の実現が難しい場合は、個別企業が投資家に特に伝えたい事項（例えば「2名以上の独立社外取締役の選任についてのコンプライ・オア・エクスプレイン」や「政策保有株式に関する方針」）については、招集通知への記載の義務化が重要と考えます。（脚注：企業の開示負担が大きいことを理由に、全てのコンプライ・オア・エクスプレイン内容の招集通知への開示義務付けができない場合、企業が考える重要な項目だけでも開示を義務付けることが考えられます。） ・ 意見2：コンプライ・オア・エクスプレイン内容の招集通知の発送以前の開示 ・ 意見1の実現が難しい場合には、コンプライ・オア・エクスプレイン内容が、招集通知の発送以前に開示されることが、投資家から企業へのフィードバックを通じた、コードの実効性の確保には、不可欠と考えます。大手機関投資家は6月集中期には1日200総会以上の議決権行使の意思決定を行います。招集通知の発送から議決権行使の締め切りまで3~4日程度しかないこ 	

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>となど、議決権行使実務には様々な障害があります。そのため、招集通知の発送後に追加の情報開示がなされても、その内容を機関投資家が検討することはほぼ不可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見3：コンプライ・オア・エクスプレイン内容の取引所ウェブサイトへの招集通知掲載以前の掲載 コンプライ・オア・エクスプレインの内容は、取引所が求めるガバナンス報告書で開示することが検討されていますが、その場合、遅くとも取引所のウェブサイトへ招集通知が掲載されるタイミングまでに、ガバナンス報告書(脚注：また、ガバナンス報告書はXBRL形式であることから、各項目にコンプライしているか否かを文章で記述することに加え、データフラグとして要求することは議決権行使実務に有用であると考えます。)を同サイトに掲載することを義務付ける必要があると考えます。コンプライ・オア・エクスプレインの内容を、機関投資家が検討できないことは、「機関投資家は個々の企業の状況を勘案すべきである」と主張する企業にとっても望ましいことではありません(脚注：投資家の立場では、コードの原則を一部実施しない企業が招集通知の発送までに「実施しない理由」を開示しない場合、その企業はコードに対応していないと判断せざるを得なくなります。)。コンプライ・オア・エクスプレインの内容を機関投資家が検討できる実務環境を整備することは、機関投資家と企業双方にとって望ましいことといえます。 	
17	<ul style="list-style-type: none"> パブコメの結果を踏まえての公表が5月上旬(第9回有識者会議資料)はいかにも遅い。東証の場合は手続きの問題であり、金融庁のパブコメよりも意見は少ないとおもわれる。5月の中旬は連休があるこの前に出されないと、実務が追いつかないのではないかと危惧いたします。 	<p>ご指摘のとおり、コードの策定に伴う上場制度の整備においては実務上の取扱いの広範な見直しが生じる見込みであることから、改正内容の正式な通知に先立ち、本年3月11日に今般の制度整備に伴う実務上の取扱いの変更内容(案)を公表し、その内容について上場会社向けの説明会を開催いたしました。</p>
18	<ul style="list-style-type: none"> 今回の制度整備を受けたガバナンス報告書の最初の提出時期について、3月期決算の会社を例示して本年(2015年)12月までに提出するものとしているが、3月期決算以外の会社はいつまでに提出すべきであるのか、明示してい 	<p>コードに対応したガバナンス報告書は2015年6月1日以後最初に開催される定時株主総会の日後、準備ができ次第速やかに(遅くとも定時株主総会の日か</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	ただきたい。	ら6か月後までに)提出していただくこととします。
19	<ul style="list-style-type: none"> ガバナンス報告書は、記載事項に変更があれば遅滞なく改訂のうえ開示することが求められているが、コードの策定に伴い、記載事項が大幅に増加する中、変更事項が生じるたびに逐次更新することが求められるとしたら、それは合理的な制度といえるであろうか。例えば適時開示において開示している事項にも反映する必要があるか、といえ、例えば四半期に一度まとめて反映させるなどの運用方法にも合理性があるように思われ、そのような運用が合理的であるとしても、それを個社の判断で行うことを許容するのであるか。制度としては、貴所において運用についての指針を示すのが適切ではないか(例えば、上場管理ガイドライン等で考え方を示すことや、ガバナンス報告書の様式の中で、更新の在り方を示すこと、さらには独立役員届出書の際のように、Q&A を用意して、適切な運用のためのガイドラインなどを示すことは予定されているか) 	<p>コードの策定に伴って新設する「コードの各原則を実施しない理由」及び「コードの各原則に基づく開示」の記載欄における記載事項については、現行の実務において、通常、ガバナンス報告書の更新が行われる定時株主総会後に、一括して更新することが可能という取扱いといたします。なお、この取扱いに関わらず、上場会社として、必要に応じてコード関連の記載内容を任意に更新していただくことは、株主・投資家への情報提供の観点から望ましいと考えられます。</p>
20	<ul style="list-style-type: none"> ガバナンス報告書による開示を英語でも行うよう、求めるべきである。 	<p>コードでは、補充原則1-2 で招集通知の英訳を進めるべきとしているほか、補充原則3-1 において、上場会社は自社の株主における海外投資家等の比率を踏まえて合理的な範囲で英語での情報の開示・提供を進めるべきであるとしております。ガバナンス報告書の英訳を含む英語による情報開示については、これらの原則の趣旨を踏まえて、各上場会社において適切に対応することが期待されます。</p>
21	<ul style="list-style-type: none"> グローバルな投資家の関心は非常に高いので、ガバナンス報告書と、「コードを実施しない場合の理由の説明」は、英語で提供されるべきである。補充原則3-1 は、上場会社が英語での情報の開示・提供を進めるべきとしているが、さらに、日本語での開示と同じ情報が、同時期に、同等の正確性をもって提供されることが、基本原則1にうたわれる株主の平等性の確保の前提条件である。 	<p>コードでは、補充原則1-2 で招集通知の英訳を進めるべきとしているほか、補充原則3-1 において、上場会社は自社の株主における海外投資家等の比率を踏まえて合理的な範囲で英語での情報の開示・提供を進めるべきであるとしております。ガバナンス報告書の英訳を含む英語による情報開示については、これらの原則の趣旨を踏まえて、各上場会社において適切に対応することが期待されます。</p>
22	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会、経営戦略及び財務の状況についての必要な情報は、常に英語で開示されているべきであり、日本国内の株主と同じだけの情報が提供されるべきである。英語での情報提供は、海外投資家を日本市場に呼び込み、日本株を高く評価するために最も重要な要素である。上場会社が英語での情報開示をする経済合理性が無いということを示せない限りは英語での情報開示を求めるよう、上場規則で規定すべきである。 	<p>コードでは、補充原則1-2 で招集通知の英訳を進めるべきとしているほか、補充原則3-1 において、上場会社は自社の株主における海外投資家等の比率を踏まえて合理的な範囲で英語での情報の開示・提供を進めるべきであるとしております。ガバナンス報告書の英訳を含む英語による情報開示については、これらの原則の趣旨を踏まえて、各上場会社において適切に対応することが期待されます。</p>
23	<ul style="list-style-type: none"> 海外の機関投資家の理解を深めるためにも、ガバナンス報告書の英語化を含む英文開示対応の実施を検討すべきと考える。 	<p>コードでは、補充原則1-2 で招集通知の英訳を進めるべきとしているほか、補充原則3-1 において、上場会社は自社の株主における海外投資家等の比率を踏まえて合理的な範囲で英語での情報の開示・提供を進めるべきであるとしております。ガバナンス報告書の英訳を含む英語による情報開示については、これらの原則の趣旨を踏まえて、各上場会社において適切に対応することが期待されます。</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
24	<ul style="list-style-type: none"> 「別紙 コーポレート・ガバナンス報告書等での「開示」を求める諸原則一覧の中には、上場企業アニュアルレポート等で通常開示されている事項を含んでおり、そのような事項については、ガバナンス報告書において重複して記載するのではなく、別の開示媒体の該当箇所を参照するような簡易な記載で可能となると理解するが、上場企業側の負担を軽減するため、そのような運用となるよう改めてご配慮をお願いしたい。 	<p>ご指摘のとおり、他の開示媒体における記載場所を明示することを可能といたします。</p>
25	<ul style="list-style-type: none"> 今般の改正において、本制度要綱では「コーポレート・ガバナンスの状況を網羅的に記載している同報告書に情報を集約」することを予定しているとのことだが、このことは、今後、ガバナンス報告書が上場会社のコーポレート・ガバナンスに関する情報を検討する際の中核的な開示書類と位置付けられると理解してよいか。もしそうだとすると、そのような前提でガバナンス報告書の記載事項や記載上の注意、さらにフォーマットについて検討し、利用者である投資家にとって利便性の高い報告書とすべく見直しがなされる予定があるか、そうでなければ、見直しをすべきではないか。 	<p>貴重なご指摘をありがとうございます。株主・投資家にとってわかりやすい開示が行われ、ガバナンス報告書が「建設的な対話」の基礎となるよう、今後、当取引所としても、さらなる利便性の向上について継続して検討してまいります。</p>
26	<ul style="list-style-type: none"> 備考欄の2点目において、他の開示・公表書類を参照することも可能であるとしており、それ自体は特段の異論はない(参照を禁止するべきとの意見は、現時点ではない。)ただし、議決権を行使する立場(特に、多数の投資先の情報を確認する必要がある機関投資家)からすれば情報の一覧性や他社との比較の容易さを確保することは重要であるところ、開示場所が点在することは情報の一覧性・比較容易性を損なう側面がある。したがって、実際の開示状況を踏まえながら、情報の一覧性・比較容易性をより高めていくこと(例えば、ガバナンス報告書に情報を集約することなどが考えられる。)を随時検討すべきである。 	
27	<ul style="list-style-type: none"> 他の開示書類の記載場所を明示することで、記載に代えることができるというのは、開示する側の上場会社にとって効率性の観点からの合理性があるといえるが、まず第一に、ガバナンス報告書に情報の集約を図ろうとするのであれば、形式的にも、可能な限りそれに対応する方針を示すべきではないか。次に、利用者側の利便性の観点からは、ウェブサイトに掲載してある情報に 	<p>ご指摘のとおり、情報の利用者の利便性に配慮し、必要な情報に容易に到達できるような開示が行われるべきであると考えます。</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>については、関連箇所にリンクを貼るべきことは最低限必要というべきであるが、もしそのリンク先がホームページに飛ぶだけであったとしたら不十分であること（各社ホームページの構造がバラバラであり、必要な情報の掲載場所にたどり着くには時間・労力が要る）、必要な情報を可能な限り短時間で到達できるような仕組みが望まれること（当然ではあるが）等について、上場会社に対する注意喚起を是非取引所において行っていただきたい。</p>	
28	<ul style="list-style-type: none"> 原則4 - 8の後段については、3分の1以上の選任が必要と考えない上場会社は何も記載する必要が無いことを注記などで明記すべきである。 	<p>ご指摘のとおり、原則4 - 8の後段部分について、3分の1以上の独立社外取締役の選任が必要と考えない上場会社は、取組み方針の開示は不要であり、取組み方針の開示をしない場合に、その理由の説明を求めるものではありません。</p>
29	<ul style="list-style-type: none"> 原則4 - 8「また、(略)自主的な判断により、少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、そのための取組み方針を開示すべきである」のように、他原則に比べてComplyすること自体に自主的な判断の余地があるものがあるが、この場合にはComplyしないことについてExplainすることを強制することは適切ではない。したがって、これについては開示を強制するものではないことを、ガバナンス報告書の記載要領において明示し、コードの解釈・運用面においてミスリードが生じることないよう工夫をお願いしたい。 	
(3) コードの尊重		
30	<ul style="list-style-type: none"> 「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」の尊重規定を、コードの趣旨・精神の尊重規定に置き換えるものである。いずれも、「OECDコーポレート・ガバナンス原則」が源流であることから、これに賛成である。 	<p>上場会社コーポレート・ガバナンス原則については、これを維持するかどうかについて検討を行った結果、その主な内容はコードに包含されていることから、複数の類似する規範が重畳的に適用される状態は、受け手である上場会社にとってわかりにくいいため、コードに一本化することとしたものです。</p>
31	<ul style="list-style-type: none"> 本制度要綱の記載から、上場会社コーポレートガバナンス原則については今般廃止されるものと理解している（有識者会議資料にもその記載あり）。しかし、今般コードにおいて同原則の精神は反映されているという総括をすることもかもしれないが、仔細に検討すれば、明示的又は間接的にコードの原則に規定されているといえるものばかりではなく、明確化の観点をも踏まえると、どこかで規定をする形で残しておくことが有用なものがあると考え。その観点から、企業行動規範の望まれる事項としてそのような事項を残していくことにも合理性があると思われるが、そのような検討はされているのか。 	

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
32	<ul style="list-style-type: none"> 制度要綱案の(1)(備考欄)では遵守とする一方,(3)(内容)では尊重としているが、相互の関係が不明瞭であるので、その点を明確にさせていただきたい。または,(3)はミスリードになるので削除すべきである。 	<p>「(1)コードを実施しない場合の理由の説明」は、コードの各原則について実施も説明もしていない場合には、上場規則の違反となることを明確にするために、遵守すべき事項として規定するものです。一方で、「(3)コードの尊重」については、プリンシプルベースの規範としてのコードが上場会社に適用されていることを示すものであり、それ自体は、罰則の対象とはならない規範であるため、望まれる事項として規定しています。</p>
33	<ul style="list-style-type: none"> 「コードの趣旨・精神の尊重」という考え方自体は望ましいが、コードを遵守事項の一つとして規定することとの関係はどのように整理するのか。コードの遵守そのものは遵守事項とただけでは、コンプライ・オア・エクスプレインの手法の下で、コードの原則を実施しない場合には実施しない理由を説明することが遵守事項の求める内容であるために、実施しない場合であっても、「コードの趣旨・精神の尊重」がやはり望まれているという精神を「訓示的」にうたうことに意味があるから、このような扱いとすると理解してよいか。 	
2. 独立役員の独立性に関する情報開示の見直し		
34	<ul style="list-style-type: none"> 独立役員に関する開示につき、開示加重要件が廃止された点について、過度な説明を求めることによる実務上の萎縮効果を取り除くものとして評価する。 	<p>貴重なご意見を頂戴し、ありがとうございます。</p>
35	<ul style="list-style-type: none"> 独立役員の指定に関し、これまでのいわゆる開示加重要件の類型を廃止し、すべての独立役員について等しく情報の開示を求めるものであり、賛成である。 コードは「取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性基準を策定・開示すべきである」(原則4-9)としており、かかる原則の実施についてはガバナンス報告書等における開示の対象となることが予定されている。そのため、今後は東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準を踏まえ、各上場会社において独立性を高めるべく各々が基準を策定していくことに委ねることによいと考える。今後は、株主、とりわけ、スチュワードシップ・コードの受け入れ表明を行っている機関投資家の真摯な対応に期待したい。 なお、「主要株主の業務執行者」については「独立性あり」との取扱いが継続 	

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>するとされているが、諸外国においても取扱いに差異があるところであり、今後コードが適用される上場会社での議論に期待したい。</p>	
36	<ul style="list-style-type: none"> コードの独立社外取締役 / 監査役と東証の制度としての「独立役員」をリンクさせるのであれば、独立性判断基準の要件について、取引所サイドの不明瞭な解釈と、上場会社の解釈に相違があってはならないと考えます。「業務執行者」「最近」などの如何様にも解釈できる文言を排していただき、互いに納得 / 理解できる要件を定めるべきです。 	<p>原則 4 - 9 では、各社が、取引所の独立性基準を踏まえて、独立社外取締役となる者の独立性を実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきこととされております。したがって、取引所の独立性基準が直接に独立社外取締役の独立性判断基準としてリンクされるものではございません。</p> <p>なお、独立役員制度における「業務執行者」とは、会社法施行規則第 2 条第 3 項第 6 号に規定する業務執行者をいい、「最近」とは、実質的に現在そうした関係がある者と同視できるような場合をいいます。したがって、いずれも「如何様にも解釈できる」ものではありません。</p>
37	<ul style="list-style-type: none"> 独立社外取締役に関し、複数にすることは意味があると思われそうですが同時に独立性の具体的条件をさらに厳しくしないと意味がないと考えます <ul style="list-style-type: none"> 一定の取引・融資関係にある相手先からの取締役は独立性が無い 資本関係・人的関係が一定以下とする 当該会社の顧問弁護士、会計士、税理士等（離任後 5 年以上経過） 	<p>独立社外取締役が実質的に高い独立性を備えていることは重要だと考えます。この点、原則 4 - 9 では、各社が、取引所の独立性基準を踏まえて、独立社外取締役となる者の独立性を実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきこととされております。</p>
38	<ul style="list-style-type: none"> 意見 4：独立役員届出書の取引所ウェブサイトへの招集通知掲載以前の掲載 コードでは独立性の定義に取引所の独立役員制度を採用し、複数の社外取締役を求めるなど、株主にとって社外役員が独立役員であるかどうかの情報が重要性は増しました。しかし独立役員届出書が招集通知の発送・開示のタイミングまでに開示されない場合（脚注：取引所が投資家の議決権行使のための情報として開示を義務付ける「独立役員届出書」は、その提出期限が株主総会の 14 日前までですが、近年は招集通知が早期に発送される傾向があるた 	<p>有価証券上場規程第 445 条の 6 では、独立役員に関する情報や社外役員の独立性に関する情報を株主総会における議決権行使に資する方法により株主に提供するように努めるものとされています。また、補充原則 1 - 2 でも、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報は必要に応じ的確に提供すべきとされております。これらに</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>め、結果として過半数の企業（ISS 調査企業を対象）では独立役員届出書の開示は招集通知の開示より遅れています。そのため、機関投資家は「独立役員届出書」の開示内容を議決権行使に活用することは困難な状況です。本来、日本のコーポレートガバナンスの向上を目的として導入され、投資家の議決権行使の質の向上に資することが想定されていた独立役員制度が、機関投資家の議決権行使にはほとんど考慮されていないのが現状です。）投資家はその会社には独立役員やコードが要求する独立社外取締役がないという判断をせざるを得なくなり、これは企業にとっても投資家にとっても不幸な状況と言えます。そこで株主総会の招集通知を取引所のウェブサイトに掲載するタイミングで、独立役員届出書もあわせて提出することの義務付けを提案します。これは企業の負担を増やすことなく企業と投資家との間の無用な摩擦を減らすことにつながると考えます。</p>	<p>照らせば、招集通知の株主への発送に先立ってTDnet を通じて招集通知等の電子ファイルを提出する場合（補充原則1 - 2 参照）には、独立役員届出書もこれと同時（又はそれより前）に提出することが望ましいと考えられます。</p>
39	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見5：「いわゆる開示加重要件」廃止に伴う開示の後退の懸念 ・ 「いわゆる開示加重要件」の廃止により、「取引に関わらず会社がその人物を独立役員に指定した理由」の開示がなくなり、「取引の有無」の開示のみが義務となります。投資家の立場からすると、単に「取引がある」という開示のみで、その取引の概要やなぜ会社がその人物を独立していると判断したのかといった情報がない場合、その人物には独立性がないと判断せざるを得なくなります。従来であれば独立性があると判断されていた独立役員が、独立性がないと判断され、役員選任議案での反対率が上がるケースが出てくること懸念されます。その結果、会社が「取引が皆無ではない」人物を独立役員に指定しないなど「いわゆる開示加重要件」の廃止の目的である「過度な保守的な運用」の解決にはならない可能性があります。そのため、取引やコンサルティングについてはその規模の開示を積極的に求めることを提案します。 	<p>いわゆる「開示加重要件」が廃止された後も、主要な取引先の業務執行者であった者や多額の金銭等の財産を得ているコンサルタント等に所属していた者について、その関係の有無に加え、関係の概要の開示が求められます。関係の概要の開示にあたっては、そうした関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載が求められます。</p> <p>主要な取引先に該当しない取引関係についても、取引関係があることとその概要の開示が求められます。</p>
40	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガバナンス報告書そのものの問題ではないが、社外取締役・社外監査役の異動はガバナンス上の問題が生じている可能性を示唆する重要な情報であるから、「社外取締役・社外監査役の異動」を適時開示事項とすべきである。 	<p>貴重なご意見を頂戴し、ありがとうございます。なお、適時開示情報と異なり報道機関に配信されるものではないですが、独立役員届出書に記載され</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
		<p>た事項について変更が生じる場合（例えば、定時株主総会において独立役員の変動がある場合など）は、その2週間前までに独立役員届出書を更新する必要があります。また、社外取締役・社外監査役の変動の場合には、ガバナンス報告書の記載を遅滞なく更新すべきこととされております。</p>
41	<ul style="list-style-type: none"> 取引所が発刊する『ハンドブック 独立役員の実務』では、経営陣から著しいコントロールを受け得る者と、経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者について独立性を否定することとされているが、こうした基準では、投資家に対する独立性の開示の点で不十分である。投資家として、より厳密で明確な独立性基準を求める。 	<p>当取引所の独立性の基準では、上場会社の経営陣によって著しいコントロールを受ける者と、上場会社の経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得る者を、さらに具体的に類型化しています。過去10年以内において上場会社又はその子会社の業務執行者であった者、現在又は最近において上場会社の親会社又は兄弟会社の業務執行者、上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者、上場会社の主要な取引先又はその業務執行者、上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家、及びこれらの近親者等に該当する者は、独立性が否定される仕組みとなっています。また、これらの関係に過去において該当していた場合や上場会社の主要株主である場合や、取引関係、社外役員相互就任の関係、寄付の関係について、関係の有無及び概要の開示を求めています。</p>
42	<ul style="list-style-type: none"> 上場規則でより詳細な独立性の基準を定め、「非独立」となるような会社との関係を明記すべきである。上場規則は、より広範な会社との関係（共同事業者、過去の業務執行者、取引先、顧客、主要株主、デット金融の提供者（銀行を含む。）近親者の関係を含むが、これに限られない。）を基準に含めるべきであり、そうした関係についての開示を求めるべきである。 上場規則は、金額又は売上高に占める比率のいずれかによる重要性の基準を含むべきである。後者の場合、上場会社が取引先の売上の大部分を占めているときには当該取引先の経営者は（その上場会社の取締役になるとときには）独立性がないとすることも考えられる。例えば、シンガポールのコーポレートガバナンス・コードでは、独立性に影響を与える可能性がある会社との関係について有用な検討がなされている。 	<p>「主要な取引先」の「主要な」については、会社法施行規則第2条第3項第19号口に掲げる「当該株式会社的主要な取引先である者」に準じて上場会社が判断するものとしています。各社の判断基準について、金額又は売上高に占める比率のいずれかにしな</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
		<p>ければならないといった定めはありませんが、判断基準を自主的に開示している上場会社の中には、金額又は売上高に占める比率などで判断している例が見られます。</p>
43	<ul style="list-style-type: none"> ・ コードの社外取締役の選任に関する項で「独立性」の概念が導入されたことは歓迎する。投資家として、取締役会が経営陣を監督し、企業戦略をつくり、リスクを管理し、高水準のビジネスプラクティスを確保することができるかどうかを確認するため、取締役会の構成に注目している。これは、株主だけではなく、他のステークホルダーにとっても有益なことである。取締役会が有効に機能するためには、業務執行取締役と、経営陣から独立した非業務執行取締役のバランスが重要である。このバランスにより、特定の個人や特定の集団が取締役会の意思決定を支配して他者の利益を害するような決定をすることがなくなるし、取締役会の場で健全な議論が行われるための多様性を確保することもできる。 ・ 真に独立した社外取締役は社外での経験に基づいて新しい知見や機会をもたらし、既得権にとらわれず経営陣に建設的な意見を述べることができる。また、独立社外取締役は我々のような少数株主（少数株主も、日本企業の長期的な成功にコミットしているという意味では経営陣や従業員と同じである）の利益を代弁することも期待している。 ・ 現在の東証の独立性基準では、非業務執行取締役の独立性を緩やかに判断できる余地がある。取引関係の規模（取引先からの取引が売上高に占める割合など）が開示されなければ、投資家としては利益相反のおそれがある者とそうでない者を区別できない。こうした不透明性を踏まえて各社が独立性判断基準を設けることとなったと認識しているが、それではグローバルに投資する投資家が一定の基準に従って判断することが困難となる。東証は、グローバルスタンダードに沿って独立性基準を見直すべきであるし、上場会社取引関係や在任期間の開示を義務付けるべきである。 ・ コーポレート・ガバナンス改革の成否は、これから日本企業に新しく選任さ 	<p>現行の独立役員制度においても、社外役員について取引関係の有無及びその概要を開示することが求められます。取引関係の概要の開示にあたっては、取引の種別や金額、取引が行われた時期など、そうした関係を株主・投資者が適切に認識できる程度の記載を求めています。</p> <p>取締役の在任期間については、株主総会招集通知における各候補者の略歴の欄などにおいて開示されています。</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	れる独立社外取締役の質にかかっている。この非常に重要な点に対処するため、東証が適切な情報開示を求めることを期待する。	
44	<ul style="list-style-type: none"> 独立性の基準として「上場会社との間に（直接にまたは上場会社との間で関係を有する組織のパートナー、株主もしくは役職員として）重要な関係がないこと」を求めるニューヨーク証券取引所の上場規則を参考にしているかどうか。また、英国、シンガポール、南アフリカおよび香港におけるアプローチを考慮することも考えられる。これらの国々では、「9年」がベンチマークのひとつとされており、ある取締役の在任期間が9年を超える場合に当該取締役が独立性を維持していると判断するときには、そうした判断に至った理由の説明が求められる。東証が上場会社に対して一貫性のある方法で独立社外取締役の取引関係および在任期間の開示を求めるよう後押ししたい。 	<p>当取引所の独立性基準において一律の在任期間の制限を設けることについては、今後の検討課題とさせていただきます。</p> <p>原則4-9では、各社が独立性をその実質面で担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきこととされていますので、各社が必要と判断すれば、各社において定める独立性判断基準の中に、取締役の在任期間の制限を設けることも考えられます。</p>
45	<ul style="list-style-type: none"> 取引所は在任期間の制限（又は、選任から9年間が経過した場合には独立性が否定されること）も規則に含めるべきである。 	
46	<ul style="list-style-type: none"> 今回は独立性基準そのものについては見直しはなされていないが、独立性基準のうち、「上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）」の括弧書きについては以下の点から見直すべきである。 例えば上場会社が弁護士事務所からリーガルサービスを受けて、便宜的に法律事務所名義の口座に多額の報酬を支払った場合に、当該弁護士事務所所属する弁護士の全てが独立性を失うとするのは合理的ではない。 従って、独立役員として指定する弁護士などが上場会社から多額の金銭等を受け取っておらず、かつ、上場会社からこれらの弁護士事務所などに支払われた多額の金銭等の対価の対象となった業務に当該弁護士などが携わっていないければ独立性は満たすとすべきである。 	<p>個々の法律専門家と法律事務所（弁護士法人又は組合）との関係の密接さは法律事務所によって異なりますが、独立性基準では、主要な取引先の基準については会社単位で判断することとしているのと同様に、法律事務所（弁護士法人又は組合）の単位で経済的な利害関係を共通にしているという取り扱いとしています。</p>
47	<ul style="list-style-type: none"> 「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」では、主要な取引先の例として、「メインバンク」を挙げている。 一般的に「メインバンク」とは、上場会社にとって取引額が多い銀行を指す 	<p>「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」においては、「主要な取引先」の例としてメインバンクを上げている一方、メインバンクに該当する銀行であれ</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<p>ものと思われるが、たとえ借入額が多い場合であっても、直接金融による調達を含め、他の多様な資金調達手段を有する企業もある。そのような場合でも、「主要な取引先」に該当するとし、独立性の基準を満たさないと一律に断ずることは、独立役員の確保を殊更に困難なものにするおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> また近年では、いわゆるメインバンクが存在せず、複数の金融機関等から、その条件を比較の上、その都度借入先を決定している会社は多いと考えられる。この場合の当該貸付を実施しようとする金融機関には、親子会社等と同程度の影響力はなく、借換えの選択もあり得るため、事業活動に欠くことができないような商品・役務の提供を行っているとはいえない。 従って、主要な取引先の例から「メインバンク」は削除すべきである。 	<p>ば必ず「主要な取引先」に該当するわけではないことも併せて明記しており、独立性基準を満たさないと一律に断じているものではありません。ご指摘のように、親会社等と同程度の影響力はなく、事業活動に欠くことができない商品・役務の提供を行っているとはいえない場合であれば、「主要な取引先」に該当しないものと考えます。</p>
48	<ul style="list-style-type: none"> 要件に該当するか否かの判断方法について、「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」では、「独立役員として届出が行われる者の兼務先（業務執行者としての兼務先）である企業に、直接照会を行う等の方法で、合理的な範囲で確認」することが記載されているが、直接照会を行った場合の兼務先企業への負担などもあることから、直接照会を例示から削除し、該当性判断については各社が責任をもって合理的な方法で確認すれば足りることとすべきである。 	<p>ご指摘のとおり、「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」においては、兼職先に「直接照会を行う等の方法で」合理的な範囲で確認していただく旨を記載していますが、「直接照会を行う」方法があくまで一例であることは、その文言上明らかだと思われまます。したがって、他の方法で合理的に確認を行うことは排除されていません。</p>
49	<ul style="list-style-type: none"> 独立性基準においては、他の独立性基準に該当する者の近親者についても独立性基準を満たさないとしているが、列挙された事由に該当する者であっても「重要でない者」については除かれている。 「重要」な者について、「独立役員の確保に係る実務上の留意事項」では、「業務執行者」については各会社・取引先の役員・部長クラスの者を、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家に所属する者については、各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士（いわゆるアソシエイトを含む）を想定している。しかし、「部長クラスの者」や弁護士事務所の「アソシエイト」は、自社や自らが所属する法律事務所を通じて、独立役員となる上場会社に影響力を与え、一般株主の利益を阻害するおそれが小さい。 	<p>「重要でない者」に該当するか否かは、会社法施行規則第74条4項6号ホ等に準じて上場会社が判断します。「部長クラスの者」や「アソシエイト」は例示に過ぎません。</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
	<ul style="list-style-type: none"> 従って、「部長クラスの者」や「アソシエイト」については例示から削除し、役員・パートナークラスに限定すべきである。 	
	<p>その他</p>	
50	<ul style="list-style-type: none"> 原則4 - 8に規定する「独立社外取締役を少なくとも2名以上選任すべきである」という点について、実施しない理由の説明の開示を求めるべきである。 	<p>市場第一部・第二部の上場会社については、原則4 - 8はコンプライ・オア・エクスプレインの対象であるため、当該原則を実施しない場合にはその理由をガバナンス報告書に記載することが必要です。</p>
51	<ul style="list-style-type: none"> コードを実行に移すための所要の制度整備の一環として、市場管理者である東京証券取引所において、従来の慣行に捉われない、株主総会開催日の集中回避のための方策についても検討の必要がある。 	<p>当取引所では、上場規則において、定時株主総会開催日の分散化をはじめとする、株主総会における議決権行使を容易にするための環境整備について規定（有価証券上場規程施行規則第437条第1号）し、上場会社に対して議決権行使環境の改善を要請しています。これにより、1996年には96.2%であった3月期決算会社の定時株主総会の集中率は、2014年には38.7%まで低下しています。</p>
52	<ul style="list-style-type: none"> 会社法改正に伴い招集通知のインターネット開示の範囲が広がり、大株主の状況や主要な借入先の状況など株主にとって重要な情報もインターネット開示の対象となります。ところが招集通知は取引所のウェブサイトでの縦覧の対象となっていますが、インターネット開示資料は取引所のウェブサイトでの縦覧の対象ではありません。 インターネット開示資料は招集通知の発送と同時に各会社のウェブサイトに掲載されることとなっていますが、実際には掲載が遅れることも多く、またこれらのインターネット開示資料は機関投資家が招集通知の入手に利用する証券取引所のウェブサイトへの掲載が義務付けられていないため、現時点でも機関投資家にとっては数千社のウェブサイトにも1社1社探しに行くという無駄なコストが発生しています。会社法改正によりインターネット開示の重要性が増したこともあり、招集通知と同じように「インターネット開示」も取引所のウェブサイトでの縦覧を義務付けることを提案します。 	<p>平成26年会社法改正を踏まえた上場規則の改正（本年5月1日施行）により、いわゆるウェブ開示事項についても当取引所への電磁的記録の提出を求める株主総会招集通知書及びその添付書類に含めることとしました（有価証券上場規程施行規則第420条第1項）。</p>

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
53	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株主総会集中日を避けより多くの株主との対話・意見交換の機会を創出するため、3月決算会社の場合、6月下旬以外に株主総会を開催する、株主総会の開催時間を繰り下げるなどの対応を行うべきである。 ・ 大規模な増資により一株価値が下落するのに既存株主になんらの連絡もないまま行うのは株主軽視となる。そのため、少なくとも既存株主には増資前にその事実を葉書・書簡で知らせるとともに、既存株主に増資応募の機会を与えるべきである。 ・ 株主に対し、株主還元策の中長期方針の明確化と説明義務を課すべきである。 	<p>いただいたご意見は、今後の制度改正の際の参考とさせていただきます。</p>
54	<ul style="list-style-type: none"> ・ コードの実施の拡大と定着のため、コードの実施および開示のベスト・プラクティスの企業を表彰する制度を設けることを提案する。 	<p>いただいたご意見は、今後のコードに係る施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
55	<ul style="list-style-type: none"> ・ コードを実施しない場合の理由の説明は企業行動規範の「遵守すべき事項」であることから、東京証券取引所においては、上場会社のコードの遵守状況を定期的に把握するとともに、必要に応じてその概要を適宜開示することなどにより、実効性あるコーポレート・ガバナンスの実現のための措置を講じるよう期待したい。 	
56	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東証は、上場会社がガバナンス報告書において行った開示の質や、開示がコードの趣旨・精神に則って行われているかどうかについてのレビューを1年以内に（その後も定期的に）行うべきである。 	

（注）本件はコードの策定を踏まえた上場制度の整備についての意見募集ですので、コードの内容について頂戴したご意見は割愛しておりますが、今後の見直しの参考とさせていただきます。

提出者：1, 12, 23, 30, 35, 55 = 日本コーポレート・ガバナンスネットワーク、2, 3, 13, 20, 42, 45 = Aberdeen Asset Management Asia Ltd.（*）2, 4, 14, 21, 41, 43, 44, 56 = Asian Corporate Governance Association,（*）5, 22, 43 = Legal and General Investment Management（*）6, 7, 15, 19, 25, 27, 31, 33 = 上場会社法制のあり方を考える会、8, 10, 54 = スチュワードシップ研究会、9, 18, 26, 32, 40 = 第一東京弁護士会総合法律研究所会社法研究部会有志、16, 38, 39, 52 = Institutional Shareholder Services、11, 28, 34, 46, 47, 48, 49 = 日本経済団体連合会 経済基盤本部、17, 50 = 日本経営倫理学会、24, 29 = 経営法友会、51 = 日本公認会計士協会、36, 37, 53 = 個人
（*）ご意見の原文は英文でご提出いただいております。当取引所において原文を和訳した上で、その概要をご紹介します。

以上